

屋根の雪下ろし費用の一部を助成します

市では、高齢者世帯、障がいのあるかたの世帯又は母子世帯で要件に該当する世帯を対象に、業者等にお願ひした屋根の雪下ろしの費用の一部を助成します。

対象世帯

以下①から④のうち、いずれかの要件に該当する世帯が対象となります。

- ① 高齢者世帯
65歳以上のかたで構成されている世帯（年齢は令和7年3月31日現在の年齢とします）
- ② 障がいのあるかたの世帯
身体障害者手帳1級・2級・3級（3級は視覚障がい又は内部障がいに限る）、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたの世帯
- ③ 母子世帯（子どもは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）
- ④ その他市長が特に必要と認める世帯

対象要件

以下の要件すべてに該当する世帯が対象となります。

- 市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住している
- 同一の建物に居住する全員が令和6年度住民税において非課税
- 生活保護世帯でないこと

助成額

屋根の雪下ろし費用の2分の1（上限額は1シーズンにつき25,000円、上限額に達するまで申請可能）

市が豪雪対策本部を設置した場合は助成上限額や助成対象を拡充します

- ① 非課税世帯は、助成上限額を50,000円に引き上げ
- ② 課税世帯も対象とし、豪雪対策本部設置後に行った屋根の雪下ろし費用の4分の1（上限額は1シーズンにつき25,000円、上限額に達するまで申請可能）を助成

申請の流れ

助成申請に当たっては、助成の対象者であることを確認するため、事前登録が必要です。詳しくは、裏面の「申請の流れ」をご覧ください。
※課税世帯も事前登録が必要です。事前登録は豪雪対策本部設置前から可能です。

申請窓口

駅前庁舎 4階 福祉政策課（TEL 017-734-5313）
浪岡庁舎 1階 健康福祉課（TEL 0172-62-1134）
※土・日・祝日及び閉庁日は受付していません。

申請期間

令和6年11月1日（金）～令和7年3月31日（月）

申請書類

【事前登録申請】

- ・事前登録申請書（福祉政策課等窓口／市ホームページからダウンロード）
- ・障がい者手帳（お持ちのかた）
- ・印鑑（申請者本人が自署しない場合（代筆含む））

※お住まいの建物に生計が別の同居者がいる場合は、同居者の課税状況の確認のための同意が必要となりますので、「事前登録申請書」の裏面に、同居者が「氏名」「住所」を署名し提出してください。

【助成金の交付申請】

- ・助成申請書（下図②の際に郵送します。）
- ・印鑑（申請者本人が自署しない場合（代筆含む））
- ・申請者本人の口座情報がわかるもの（通帳、キャッシュカードの写し）
- ・屋根の雪下ろしに要した費用の領収書の写し
- ・屋根の雪下ろし前と雪下ろし後の写真（日付入り）

助成対象となる 雪下ろし業者等

事業者、団体、個人となります。

ただし、個人のうち「親族」が実施した場合は助成対象外です。

費用助成 の対象外

次の項目に該当する場合は、助成の対象外となります。

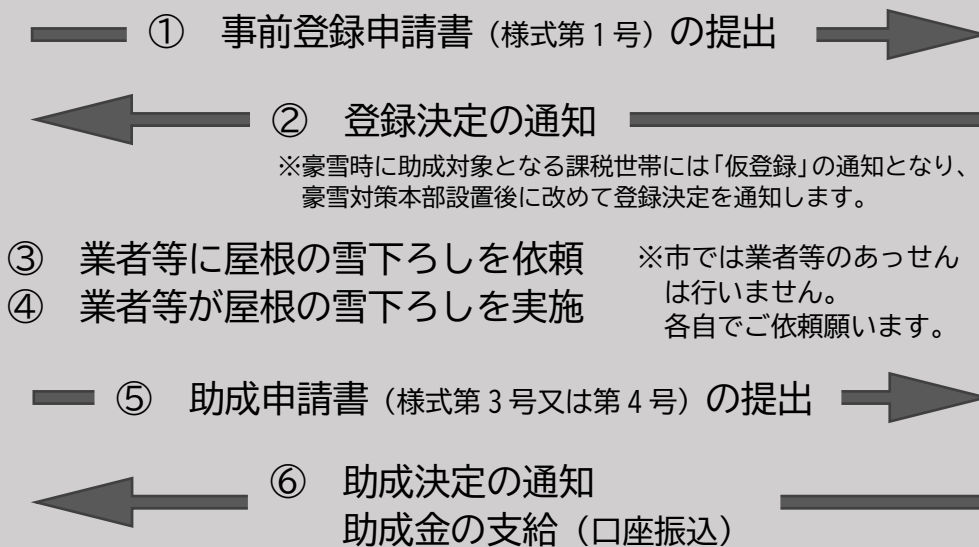
- ・間口除雪の費用
- ・登録決定日以前に実施した屋根の雪下ろしの費用
- ・個人のうち、親族が実施した屋根の雪下ろし費用
- ・居住していない建物の屋根の雪下ろし費用（空き家、店舗）
- ・車庫、物置のみの屋根の雪下ろし費用

申請の流れ

登録決定日以降に実施した屋根の雪下ろしが対象となります

申請者

市役所



<問合せ先>

駅前庁舎福祉政策課
浪岡庁舎健康福祉課

017-734-5313
0172-62-1134

<申請書郵送先>

〒030-0801 青森市新町 1-3-7
青森市役所 福祉政策課 宛